

医療費助成に係るオンライン資格確認の開始に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 4 4 号

医療費助成に係るオンライン資格確認の開始に伴う関係規則の整理 に関する規則

(野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則の一部改正)

第 1 条 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則（昭和 4 7 年野田市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 4 項」に改める。

(野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例施行規則（昭和 5 0 年野田市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 7 条第 3 項」を「第 7 条第 4 項」に改める。

(野田市子ども医療費の助成に関する規則の一部改正)

第 3 条 野田市子ども医療費の助成に関する規則（平成 1 5 年野田市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、受給券と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、提示を省略することができる。

第 1 0 条中「前条第 3 項」を「前条第 4 項」に改める。

(野田市ファミリー・サポート・センター援助活動利用料助成規則の一部改正)

第 4 条 野田市ファミリー・サポート・センター援助活動利用料助成規則（平成 1 5 年野田市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する書類について、申請者の同意の下に市において確認することができるときは、当該書類の添付

の省略を認めることができるものとする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、添付を省略することができる。

（野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付規則の一部改正）

第5条 野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付規則（平成17年野田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項第3号に規定する書類について、申請者の同意の下に市において確認することができるときは、当該書類の添付の省略を認めることができるものとする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、添付を省略することができる。

（野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正）

第6条 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成28年野田市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

第5条 条例別表の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則（昭和47年野田市規則第13号）第5条第1項の受給資格の認定の申請の受理に関する事務

- (2) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則第6条第1項の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則第6条の2の重度心身障がい者医療費の受給券の更新に関する事務
- (4) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則第6条の3第1項の申請内容の変更の届出の受理に関する事務
- (5) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則第6条の3第2項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (6) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則第7条第1項の受給資格の支給停止の届出の受理に関する事務
- (7) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則第7条第2項の受給資格の支給停止の届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業実施規則の一部改正)

第7条 野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業実施規則（令和2年野田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第11条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、受給券と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、提示を省略することができる。

第12条中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

附 則

この規則は、医療費助成に係るオンライン資格確認の開始に伴う関係条例の整理に関する条例（令和7年野田市条例第30号）の施行の日から施行する。